

仙台市との「脱炭素都市づくりに向けた脱炭素型建築物の普及促進に関する連携協定」の締結について

株式会社七十七銀行（代表取締役頭取 小林 英文）は、仙台市が推進する脱炭素都市づくりの実現に向け、仙台市と「脱炭素都市づくりに向けた脱炭素型建築物の普及促進に関する連携協定」（以下「本協定」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本協定は、仙台市と金融機関が連携し、脱炭素都市づくりに向けた取組みを図ることを目的としており、市内に拠点を有する金融機関12団体が個別に協定を締結します。

当行は、今後も官民連携事業やサステナビリティ関連の支援を通じ、地域の脱炭素化等地方創生に向けた取組みを推進してまいります。

記

<本協定の内容>

名 称	脱炭素都市づくりに向けた脱炭素型建築物の普及促進に関する連携協定
目 的	仙台市と当行が相互に協力・連携し、市内における脱炭素型建築物の普及促進を図ること
連 携 事 項	1. 市民・市内事業者の脱炭素型建築物の新築、リフォーム、および投資等の支援 2. 脱炭素型建築物の普及啓発 3. 仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の周知 4. 上記に掲げるものに関する情報提供 5. 上記に掲げるもののほか本協定の目的の達成に資する事項
締 結 日	2026年5月20日（水）
本協定を締結する金融機関	当行、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社仙台銀行、株式会社東北銀行、東北労働金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、宮城第一信用金庫、杜の都信用金庫

以上

